

## 東かがわ市若者住宅取得補助事業の手引き

本事業は、申請日において満40歳以下の方（申請者又はその配偶者）が、東かがわ市内で自己名義の新築・中古住宅を取得するときに、取得費用の一部を補助することで、東かがわ市内への若者の定住促進を図るものです。

### 目 次

1	補助対象者	・・・1 p
2	対象となる住宅	・・・2 p
3	補助金額	・・・3 p
4	申請方法及び提出書類	・・・4 p
5	申込・問合せ先	・・・5 p
6	申請書記入例	・・・6 p
7	Q&A	・・・14 p

## 1 補助対象者

補助金の申請が出来る者は、①、②、③の全ての条件を満たす者です。

平成23年10月1日以降で東かがわ市内に自己名義の住宅を取得する補助金の交付を受けようとする者又はその配偶者が補助申請時において満40歳以下の者であること。

- ※ 市内に住民登録しているもの又は住宅の取得後3か月以内に取得した住宅へ居住すること。
- ※ 共有名義の場合は、持分が1/2以上の者。ただし、持分が1/2の場合は、持ち主のいずれか一方のみ。

② 東かがわ市内に住宅取得後に継続して5年以上居住する意思があること。

- ※ 誓約書の提出により居住の意思を確認します。

③ 申請者を含む世帯全員について市税等の滞納がないこと。

- ※ 市税等とは、市民税の他に固定資産税、軽自動車税などすべての市税、健康保険料、下水道料金、授業料などを含みます。

## 2 対象となる住宅

対象となる住宅は、①、②、③及び④-1 から④-3 においてそれぞれの住宅区分の全ての条件を満たすものです。

- ①玄関、台所、便所、浴室及び居室を備えていること。
- ②利用上の独立性を有している家屋又は家屋の1区分であること。
- ③店舗との併用住宅の場合は、居住用部分の面積が延床面積の1/2以上のものであること。

### ④-1 新築住宅

※建築工事請負契約が平成23年10月1日以降に締結されていること。

### ④-2 建売住宅

- ※ 売買契約日が平成23年10月1日以降であること。
- ※ 売買契約日が建築工事の完了日から1年以内であり、過去に誰も居住したことのない住宅であること。

### ④-3 中古住宅

- ※ 売買契約日が平成23年10月1日以降に締結されていること。
- ※ 売買契約日が建築工事の完了日から1年を超えているか、または人が居住していた住宅であること。  
但し、申請者の親族※（民法725条に規定された者）が所有する住宅を除く。  
※親族…6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族をいいます。

### 3 補助金額

① 住宅を新築する場合・建売住宅を購入する場合

● 住宅取得費の10%

(契約相手方が市内事業者の場合は上限 100万円)

市外事業者の場合は上限 90万円)

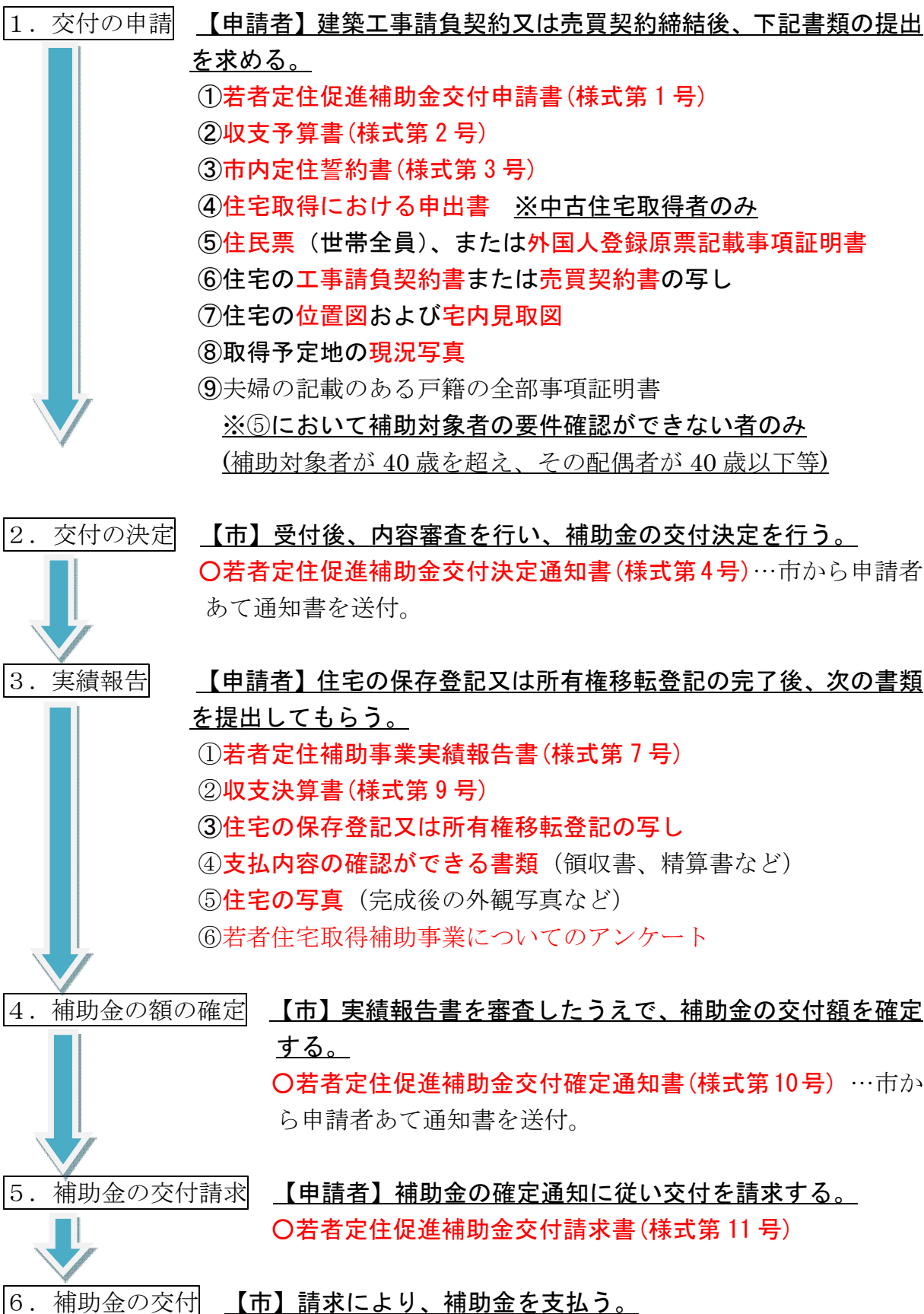
- ※ 住宅取得費は、新築住宅の建築工事請負契約金額とする。
- ※ 住宅新築又は建売住宅の購入に伴い敷地も購入する場合、敷地の購入契約金額を住宅取得費に含めることができる。
- ※ 市内事業者・市外事業者の別は住宅取得に係る契約相手方の所在地で判断する。

② 中古住宅を購入する場合

● 住宅取得費の50% (上限額100万円)

- ※ 住宅取得費は、中古住宅の購入契約金額とする。
- ※ 中古住宅の購入に伴い敷地も購入する場合、敷地の購入契約金額を住宅取得費に含めることができる。
- ※ 補助金の上限額に市内事業者・市外事業者の区分はない。

## 4 申請方法及び提出書類



## 5 申込・問合せ先

〒769-2792

東かがわ市湊1847番地1

東かがわ市事業部都市整備課

TEL : 0879-26-1304 FAX : 0879-26-1343

MAIL : [hk-toshiseibi@city.higashikagawa.kagawa.jp](mailto:hk-toshiseibi@city.higashikagawa.kagawa.jp)

## 6 申請書記入例

様式第1号（第10条関係）

令和2年 10月 1日

東かがわ市長 殿

申請者 住 所 **東かがわ市湊〇〇〇番地〇**

氏 名 **東かがわ 太郎**

電話番号 （ ） — —

東かがわ市若者定住促進補助金交付申請書

次のとおり東かがわ市若者定住促進補助金の交付を受けたいので、東かがわ市補助金等交付規則第3条の規定により関係書類を添えて申請します。

1 補助申請額	<b>¥1,000,000</b> 円
2 住宅の種類 (該当するものに☑)	<input checked="" type="checkbox"/> 新築住宅 (請負契約締結) <input type="checkbox"/> 建売住宅 (売買契約締結) <input type="checkbox"/> 中古住宅 (売買契約締結)
3 契約・引渡予定日	契約締結日 <b>令和 2年 10月 1日</b> 引渡予定日 <b>令和 3年 3月 31日</b>
4 添付書類	・収支予算書 ・市内定住誓約書 ・住民票(世帯全員) 又は 外国人登録原票記載事項証明書 ・工事請負契約書 又は 売買契約書 ・住宅の地図及び宅内間取図 ・取得予定地の現況写真 ・完納証明書 (市外からの転入者のみ)
5 備考	東かがわ市若者定住促進条例第4条第4号に規定する申請者及び同一世帯に属する者の市税等の納付状況に関し、市において確認することに同意します。

様式第2号（第10条関係）

収 支 予 算 書

1 収入の部

区 分 (該当すれば☑)	予 算 額	摘 要
<input checked="" type="checkbox"/> 借入金	<b>15,000,000</b> 円	<b>住宅金融支援機構</b>
<input checked="" type="checkbox"/> 若者定住補助金	<b>1,000,000</b> 円	
<input checked="" type="checkbox"/> 自己資金	<b>8,000,000</b> 円	
<input type="checkbox"/>	円	
<input type="checkbox"/>	円	
<input type="checkbox"/>	円	
計	<b>24,000,000</b> 円	

2 支出の部

区 分 (該当すれば☑)	予 算 額	摘 要
<input checked="" type="checkbox"/> 住宅取得費	<b>14,000,000</b> 円	
<input checked="" type="checkbox"/> 土地取得費	<b>10,000,000</b> 円	
<input type="checkbox"/> 整地費用	円	
<input type="checkbox"/> 登記関係費用	円	
<input type="checkbox"/> 住宅ローン手数料	円	
<input type="checkbox"/> 仲介手数料 (売買契約のみ)	円	
<input type="checkbox"/>	円	
<input type="checkbox"/>	円	
計	<b>24,000,000</b> 円	



## 市内定住誓約書

私は、東かがわ市若者定住促進条例の規定により、東かがわ市若者定住促進補助金の交付を申請することにあたり、補助金の交付を受けた日から5年を超えて、申請書記載の住所地に住民票を置き生活の本拠地とすることを誓約します。

また、万一5年以内に住宅を第3者へ譲渡することがあった場合には、条例第6条に基づく補助金を返還します。

**令和2年12月 1日**

申請者 住 所 **東かがわ市湊〇〇番地〇**

氏 名 **東かがわ 太郎**

【中古住宅取得者のみ】

## 住宅取得における申出書

東かがわ市若者定住促進条例第2条第4項のただし書きに規定する要件に該当しないことに相違ありません。

令和 年 月 日

申請者 住 所 **東かがわ市湊〇〇番地〇**

氏 名 **東かがわ 太郎**

令和 年 月 日

東かがわ市長 殿

申請者 住 所 **東かがわ市湊〇〇〇番地〇**

氏 名 **東かがわ 太郎**

東かがわ市若者定住促進補助事業実績報告書

令和**2**年**12**月**1**日付け2都第〇〇〇号により東かがわ市若者定住促進補助金の交付決定を受けた事業について、次のとおり東かがわ市補助金等交付規則第13条の規定により関係書類を添えて報告します。

1 補助金等の額	<b>¥1,000,000</b> 円
2 登記完了日	令和 <b>3</b> 年 <b>3</b> 月 <b>31</b> 日
3 添付書類	(1) 収支決算書（様式第9号） (2) 収支決算書の根拠となる証拠書類 （領収書、請求書等） (3) 住宅の保存登記又は所有権移転登記の写し （申請者の所有権が確認できるもの） (4) 補助事業の実施状況を示す書類 （住宅の写真等）

様式第9号（第10条関係）

収 支 決 算 書

1 収入の部

区 分 (該当すれば☑)	予 算 額	決 算 額
<input checked="" type="checkbox"/> 借入金	<b>15,000,000</b> 円	<b>15,000,000</b> 円
<input checked="" type="checkbox"/> 若者定住補助金	<b>1,000,000</b> 円	<b>1,000,000</b> 円
<input checked="" type="checkbox"/> 自己資金	<b>8,000,000</b> 円	<b>7,500,000</b> 円
<input type="checkbox"/>	円	円
<input type="checkbox"/>	円	円
計	<b>24,000,000</b> 円	<b>23,500,000</b> 円

2 支出の部

区 分 (該当すれば☑)	予 算 額	決 算 額
<input checked="" type="checkbox"/> 住宅取得費	<b>14,000,000</b> 円	<b>13,500,000</b> 円
<input checked="" type="checkbox"/> 土地取得費	<b>10,000,000</b> 円	<b>10,000,000</b> 円
<input type="checkbox"/> 整地費用	円	円
<input type="checkbox"/> 登記関係費用	円	円
<input type="checkbox"/> 住宅ローン手数料	円	円
<input type="checkbox"/> 仲介手数料 (売買契約のみ)	円	円
<input type="checkbox"/>	円	円
<input type="checkbox"/>	円	円
計	<b>24,000,000</b> 円	<b>23,500,000</b> 円

年 月 日

東かがわ市長 殿

住所 **東かがわ市湊〇〇〇番地〇**

氏名 **東かがわ 太郎** 印

東かがわ市若者定住促進補助金交付請求書

令和**2**年**12**月 **1**日付け 2 都第〇〇〇号により補助金の確定通知のあった補助事業について、次のとおり東かがわ市補助金等交付規則第 15 条第 1 項の規定により請求します。

- 1 事業名 若者定住促進補助事業
- 2 請求額 **¥1,000,000**円
- 3 振込先

金融機関、支店名	<b>〇〇銀行白鳥支店</b>
口座種別	<b>普通</b>
口座番号	<b>0123456</b>
(フリガナ) 名義人	( <b>ヒガシカガワ 太郎</b> ) <b>東かがわ 太郎</b>

## 若者住宅取得補助事業についてのアンケート調査

①住宅へのお住まいの人数は何人でしょうか？

(  ) 人

②現在お住まいの住宅を取得する前は、どこにお住まいでしたか？

1. 東かがわ市  2. その他 (  **〇〇〇市** )

③住宅の取得場所について、候補に挙げた場所はどこですか？該当する項目全てに○をつけてください。

1. 東かがわ市内  2. さぬき市 3. 高松市 4. その他 (  )

④もし、この制度がなくても、東かがわ市内で住宅を取得する予定でしたか？

1. はい →  ⑥へ  2. いいえ →  ⑤へ

⑤もし、この制度がなかったとしたら、どうしましたか？

1. 東かがわ市以外で住む  2. 市内の元の住居で住む

⑥この制度のほかに、若者の定住に役立つと思われるアイデアがあればご記入下さい。

**自由に記入してください**

ご協力ありがとうございました。

## 7 Q&A

Q 1 : 新築と中古住宅はどのように区分されるのですか？

A : 平成 23 年 10 月 1 日以降に新たに建築される住宅を新築、建築工事完了日から 1 年以内の建物で人が住んだことのない住宅を建売、建築工事完了日から 1 年を超える住宅又は人が住んだことがある住宅を中古住宅とします。但し、中古住宅の場合、申請者の親族\*の所有するものを除く。

※親族… 6 親等内の血族、配偶者、3 親等内の姻族をいいます。

Q 2 : 共同持分で住宅を取得した場合も対象となりますか？

A : 対象となります。ただし、持分が 1/2 以上の方(持分 1/2 の者が 2 人の場合はいずれか一方)のみが申請することが出来ます。

Q 3 : 土地が他人名義でも対象となりますか？

A : 自らの住宅を取得し、生活基盤を市内において居住してもらうことが定住に繋がることから対象とします。例えば、子ども世帯が Uターンし、親名義の土地や定期借地契約する土地に住宅を新築するような場合も対象となります。

Q 4 : 家の建替や買換えは対象となりますか？

A : 自己所有の建物で取得後 5 年を超えて居住する建物であれば対象となります。なお、旧建物の解体撤去費は対象となりません。

Q 5 : 申請者以外の名義で登記した場合は対象となりますか？

A : 対象となりません。

Q 6 : 新築に際し、外溝や車庫があったり、建売購入に門や塀があったり、中古住宅に物置小屋があったりした場合、全部対象となりますか？

A : 住宅の付属建築物、構造物についても対象にできます。また、建売・中古住宅については、契約書の金額に含まれるものは対象とします。

Q 7 : 店舗との併用住宅は対象となりますか？

A : 居住用部分の面積が延床面積の 1/2 以上で玄関、台所、便所、浴室及び居室を備えているものは対象となります。また、居住用部分のみの取得費が不明な場合の補助金額は、居住部分を面積按分して算定します。

Q8：本補助金と併せて、合併処理浄化槽設置整備事業補助金や住宅用太陽光発電補助金など市の他の補助金を受けられますか？

A：補助要件を満たしていれば、併せて補助を受けられます。なお、各補助事業の申請は、担当する窓口へ提出してください。

Q9：住宅を譲渡しなければならなくなった場合はどうなりますか？

A：住宅を取得した日から5年以内に対象住宅を譲渡した場合は、補助金額の半額を市に返還していただきます。

Q10：交付申請時に提出書類⑩「夫婦の記載のある戸籍の全部事項証明書」が必要となるのはどのような方ですか？

A：補助対象者が40歳を超え、その配偶者が40歳以下の場合で、申請時点において住民票が別であるなど婚姻関係が確認できない方です。

なお、住宅取得後は夫婦同一世帯として、取得した住宅の住所に住民票を移動することが必要となります。

Q11：申請の受付はいつからですか？

A：平成23年12月1日から開始します。

Q12：この事業の期限はいつまでですか？

A：令和6年3月31日までの申請を受け付けます。